

2015年11月17日

上海駐在員事務所

稲場 久隆

## 中国の環境ビジネスについて

### 1. はじめに

近年、中国では急速な経済発展に伴い、大気汚染や地下水・土壌の汚染、廃棄物処理等の環境問題が深刻化しています。

これらの環境問題に対応するため、中国の国家施策である第12次5カ年計画（※1）においても、「エネルギー生産・利用方式改革の推進」「グローバルな気候変動への積極的な対応」「生態保護・回復の促進」といった、環境関連の項目が複数挙げられています。

2014年4月には「環境保護法」が改正され、2015年1月より施行されました。これにより、政府の環境問題における権限の拡大と責任の強化、違反企業に対する罰則の強化、国民による企業に対する監視の強化等が明記されました。

また、2015年8月に起きた天津港の爆発事故で危険な化学品が周辺に流出した事件を機に、中央政府による環境保護に関する規制は今後更に厳格化される事が予想されます。

この様な背景から、中央政府による環境汚染対策の投資（※2）が年々増加する等、環境ビジネスへの関心が高まっています。

一方、黄砂に付着した化学物質が日本へも飛来している事を考えると、中国の環境問題は日本にとっても決して無視の出来ない問題でもあります。

本稿では、中国における環境ビジネスの概要に関して述べていきたいと思ひます。



※遠方が霞む上海市の景色

（※1）中国が5年毎の経済指標、都市計画等多岐にわたる項目の目標を打ち立てた施策。第12次5カ年計画は2011年～2015年までの期間を指す。2016年より始まる第13次5カ年計画は現在策定中であると言われている。

（※2）建物建設時の環境・緑化対策、工場の排水等の汚染対策、ガス供給、廃棄物処理等に対する投資。

## 2. 環境インフラ関連企業について

### (1) 中国国内の環境インフラ事業の動向について

環境インフラ関連の事業分野は、ガス、電気、給排水、大気、廃棄物、土壌等多岐にわたります。中国では近年、中央政府・地方政府による環境対策投資が推し進められていることから、環境インフラ関連企業はその恩恵を受けやすいと言えます。

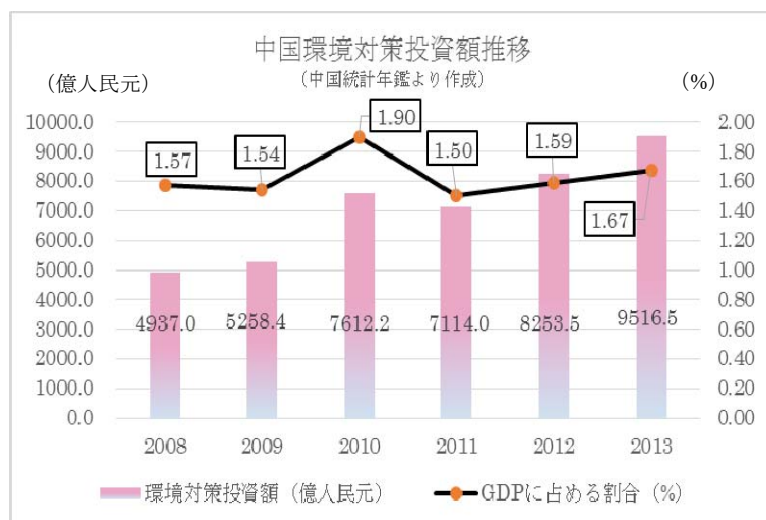
2011年には6,593億人民元（≒12兆5,728億円）（※3）であった中国における環境対策投資額が、2012年には8,253億人民元（≒15兆7,384億円）、2013年には9,516億人民元（≒18兆1,470億円）と、増加傾向にあります。

増加の要因は様々ですが、地方政府幹部の評価制度に「一票否決」制度（※4）といった環境保護の項目を重視する評価制度が採用されている事が、要因の一つであると言われています。

他にも、先に挙げた環境保護法の改正、中国最高人民法院（日本の最高裁判所に相当）における環境資源部門の設置等、中央政府の環境保護に向けた取組みは年々強化されており、中国国民の環境保護に対する意識も同時に高まっています。

中国国内には3,300を超える工業園區（工業団地）（※5）があり、特に地方の工業団地の環境対策がまだ十分に整っていない事を踏まえると、中国国内における環境対策投資は今後も引き続き増加していく事が予想されます。

実際に、ビルや工場等の省エネ関連設備を中国で生産している日系企業によると「工場は昨年からフル稼働の状態にあり、工場の増設も行った。中国企業の環境保護に対する意識の高まりが追い風となっている。」との事でした。



（※3）1人民元19.07円で計算。

（※4）GDP成長率の目標を達成しても、環境保護に関する目標が未達成である場合、その地方政府幹部は評価されないという制度。

（※5）2014年12月時点。中国国家安全生産監督管理総局発表。

### 3. 中国の自動車産業について

一般消費者に関わりの深い環境ビジネスの代表格として、自動車産業が挙げられます。

自動車産業は、世界中で環境対策が推進されている産業であると言えますが、特に中国においては、中央政府・地方政府の環境に関する施策が、自動車の生産方法、販売戦略に影響を及ぼすものと考えられます。

#### (1) 中央政府・各地方政府による自動車産業への規制

中央政府の定めた環境基準を満たさない自動車（黄標車）に対する 2017 年までの廃車義務化、自動車の製造時に使われる有害物質（鉛、水銀、カドミウム等）の量に対する制限の強化、廃車リサイクル率の向上促進等、自動車産業に対する環境基準は年々厳しさを増しています。

また、上海市で 1994 年に交通渋滞を緩和する目的で導入されていたナンバープレート取得に伴う競売制度も、近年では排気ガスの抑制という目的にシフトする地域が増加しています。

現在、ナンバープレートの競売制度を導入している地域は上海市、北京市、貴陽市、杭州市、天津市、杭州市、深セン市の 7 都市で、その中でも上海市でのナンバープレートの落札価格は 8.3 万人民币元（≒158 万円）（※6）にも上ります。特に上海市は富裕層の入札者が多い事から、ナンバープレートの落札価格は上昇傾向にあります。

#### (2) エコカーの普及

一方で、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）等のエコカーに関しては、中央政府が購入者に対して購入補助金を交付したり、上海市では市の認可したエコカーに対してナンバープレートが無償で提供する等の優遇措置を設ける事でエコカーの普及が進められています。

また、エコカーの普及と同時にインフラの整備が加速しています。例えば広州市では、駐車場を新設する際に一定の割合で EV 用充電設備を設置する事が義務化されるとともに、駐車場新設に係る補助金交付制度も設けられました。この他にも、EV 大手のテスラモーターズが充電設備を中国各地に設置したり、国営企業のガソリンスタンド大手の中国石化が EV 充電施設の運営を開始する等、中国各地でエコカーのインフラに対する様々な投資の動きが見られます。

この様な動きに伴って、エコカーは急速に普及し、例えば上海市における 2015 年上半期（1 月～6 月）のエコカーの販売台数は 14,547 台（※7）と、前年同期比で約 10 倍伸びたと言われています。

---

（※6） 2015 年 7 月時点。

（※7） 上海市経済情報化委員会発表。



※上海市よりナンバープレートが支給される上海汽車の PHV

### (3) フォルクスワーゲン社の排ガス不正問題の中国での影響について

中国におけるフォルクスワーゲン社（以下、VW）の2015年上半期（1月～6月）の自動車販売台数は約174万台と前年に引き続き首位を維持したものの、前年同期比では3.9%のマイナスとなりました。一方、国内販売台数2位のGMは、前年同期比4.4%プラスの約172万台を売り上げ、VWに肩を並べるほどになりました。

2015年9月に発覚したVWの排ガス不正を受けて、中央政府の品質検査局は10月12日にVWに対し、対策を速やかに行うよう警告文を発布しました。

VWは、中国で販売した当該ディーゼル車は2車種であり、台数は「ティグアン」1,946台、「パサート」4台の計1,950台であると発表しています。

中国では、そもそも厳しい規制によりディーゼル車は普及していません。VWのガソリン車の2015年1月～9月の販売台数は約240万台ですから、販売台数だけで見れば今回の排ガス不正によるVWの業績への影響は、現時点では小さいと言えるかもしれません。しかしながら、今回の不正でブランドイメージが損なわれた事により、今後の中国での自動車販売にも影響が出てくるものと思われる。

## 4. 中国における環境関連事業者への優遇制度

### (1) 様々な優遇措置

中国では、環境保護を促進させるため、環境関連事業者に対して様々な優遇措置を設けることで新たな企業の参入を奨励しています。

例えば、企業の利益に対して通常 25%が課される企業所得税（※8）を、中央政府が認定する環境関連設備を生産する企業に対しては、30 万人民币元（≒572 万円）までの利益に関して非課税とする優遇措置が設けられています。

また、一定の条件を満たし、中央政府が認めた污水处理、ごみ処理、省エネ技術開発、再生水処理等に新規参入する事業者に対しては、1 年目から 3 年目までは企業所得税を免除、4 年目から 6 年目までは企業所得税率を 12.5%に軽減する制度があります。

### (2) 優遇措置の変動

企業所得税の減免制度の他にも補助金等の様々な優遇措置が設けられていますが、これらは暫定的な措置として定められているケースが大半であり、変動が激しいため、常に動向を注視する必要があります。

例えば、中国において、2015 年 7 月に環境関連事業者向けの増値税（※9）免税措置の解除を定める「資源総合利用商品・サービスに関わる増値税の有限目録」（略称 78 号文）が発表されました。

従前は、污水处理、再生水処理、廃棄物処理等約 40 項目の国家が指定する環境関連事業者については、中央政府の施策により増値税が免税となっていました。しかし、この制度の開始により、これまで免税措置を受けていた事業者は、増値税の 30%~50%を負担しなければならない事となりました。（業種により、負担比率が異なります）

この増値税免税措置は、当初中央政府が污水处理業の発展を重視して講じたものであり、それに付随して他の環境関連事業も包括的に免税対象とされてきました。この免税措置が減税措置へと移行したのは、污水处理の市場や水準が一定の基準に達したと中央政府が判断したためとされています。

この他、先に挙げた天津港の爆発事故の影響により、まだ具体的な施策は発表されていないものの、中国当局より何らかの規制が課される事が予想されます。

この様に、企業経営に直接影響を与える重大な国家施策が突然変動する事があるため、中央政府の動向は常に注視していく必要があります。よって、優遇制度を前提としない事業計画を策定し、優遇制度が廃止になった場合にも大きな影響を受けないようにすることが肝要と言えます。

---

（※8）中国国家が認めた高度新技術企業に対する企業所得税は 15%、非居住者企業の中国国内での営業に対する企業所得税（源泉徴収納税）は 10%。（暫定。原則 20%）

（※9）一般納税義務人資格（製造業：売上 50 万元以上 その他の業種：売上 80 万元以上）を有する場合、通常は仕入の際に仕入額の 17%の税金を仕入先に支払う義務が生じる。その後、仕入先が税務局に徴収した増値税を納める。

## 5. 中国の環境ビジネス市場

### (1) 増加する競合他社

海外から中国国内の環境ビジネスに参入した企業数は、2011年には4,940社であったのが、2013年には5,230社（※10）に増加しました。競合相手は中国の現地企業だけでなく、欧米や韓国、シンガポール等の外資企業等様々であり、環境ビジネスに限らずとも、世界中の企業が中国市場へ参入していることから、企業間の競争は年々激しさを増しています。

中央政府の環境対策投資の恩恵を受けるためには、元請けとなる中国企業を相手にビジネスを行う事が前提となります。中国企業を相手にビジネスを行うのが大変であるからといって、日系企業のみをビジネス相手にしていたのでは、売上がいずれ頭打ちになり、撤退せざるを得ない状況に追い込まれる事もあります。

また、中国企業の技術力、コストパフォーマンスは年々向上してきていることから、何をどの様にして売るか戦略を明確にしなければ、価格競争に巻き込まれ、収益の悪化に繋がってしまう可能性もあります。

### (2) 営業戦略の事例

ビルや工場等の建築を例に挙げると、一般的な取引では、施主が設計事務所・コンサル会社を通じて元請建設会社へ発注し、元請建設会社から下請建設会社が受注する流れとなっており、中国においても日本と大差はありません。

建設会社へ自社製品の営業を行った場合、建設会社に不利な価格交渉を迫られたり、競合の中国ローカル企業との価格競争に敗れるといったケースが多々見られます。

このような事態を回避するには、施主や設計事務所等に直接交渉を行い、自社の製品の特長や他社製品との違いを理解してもらうことによって、発注指定を取り付けることが重要であると言えます。

中国企業は環境対策に多大なコストを払う事に抵抗感が強いので、交渉の中で中長期的なコストメリットをいかに訴える事が出来るかも重要なポイントとなります。中国に進出し好調に事業を行っている日系企業は、比較的このポイントを押さえて営業を行っていることが多いようです。

しかし、これらを中国企業相手に実践する事は決して容易ではないため、中国の優良なパートナーと提携し、パートナーの人脈や販路を活用する事が、効率的な実権者との商談機会の創出に繋がるものと考えられます。

---

（※10）中国統計年鑑より。

一方で、パートナーとの提携を行う場合、自社情報を開示することによって自社の技術がパートナーに吸収されてしまうリスクが発生します。提携に伴う見込収益、投資回収期間等を踏まえた上で、提携可否の判断を行うことが賢明と思われれます。

また、環境ビジネスに限らず、中国企業は商談やビジネス展開のスピードが日本より早いため、決定権を現地法人に持たせる事も重要であると言えます。日本本社の決裁を待っている間に商談が流れてしまうケースも多いため、中国現地に経営機能を備える事で、中国企業の要求に迅速に対応する事が可能になるものと考えられます。

## 6. 終わりに

2013年9月には大気汚染防止行動計画（※11）、2015年4月には水質汚染防止行動計画（※12）が発表され、各分野の汚染物質の排出量削減の具体的な数値目標が掲げられました。これに加えて、土壌汚染防止行動計画も現在策定中であり、近日発表される見通しです。

上海市はVOC（※13）の排出基準を定めており、地場大手企業の150社の工場を対象として、上海市の定めた排出基準をクリア出来なければ2015年に事業停止を要求することとしています。2016年度には、規制の対象となる企業を2,000社に拡大する事が決まっております。このような規制は今後も強化される事が予想されます。

中央政府の環境問題への取組状況を踏まえると、2016年に開始する第13次5カ年計画においても、環境ビジネス促進に関する項目が織り込まれる可能性は非常に高く、それに伴って、中国の環境ビジネスが今後もますます拡大していくことが予想されます。

以上

---

（※11）（※12）大気汚染、水質汚染に対して、中央政府が全面的な抑制、経済構造の転換促進、汚染物質の削減数値目標等を盛り込んだ計画。

（※13）トルエン、キシレン等の揮発性有機化合物。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす要因の一つであるとされている。